



水土里ネット南相馬広報

第12号

2025年
7月15日発行

南相馬土地改良区



▲原町東地区

目次

- 理事長あいさつ・第46回通常総代会…………… P2
- 令和6年度表彰者・相双管内役職員研修会…………… P3
- 令和6年度事業報告…………… P4～5
- 令和7年度特別会計収入支出予算…………… P6
- 第46回土地改良全国大会・ほ場整備完了…………… P7
- 現地踏査・須賀内排水機場竣工・零水門竣工…………… P8
- 補助事業助成金交付・維持管理適正化事業…………… P9
- 多面的機能支払交付金による活動・発電機・水中ポンプ貸出…………… P10
- 管内の様子…………… P11
- 水難事故防止…………… P12
- 賦課金の納入にご協力ください…………… P13
- 土地改良区からのお願い…………… P14

南相馬土地改良区の状況（R7.3月31日現在）組合員数： 2,299人 受益面積： 2,743.9ha

発行：南相馬土地改良区
〒975-0008 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
南相馬市役所北庁舎 2 階

TEL 0244-23-4711 FAX 0244-26-1100
E-mail: haradokai_city_minamisoma@yahoo.co.jp
ホームページ: <http://midorinet-minamisoma.jp/>

理事長あいさつ



南相馬土地改良区 理事長 境 勝明

組合員の皆様には平素より特段のご支援を賜り深く感謝申し上げます。
さて本土地改良区は、県営事業での農地の大区画化を推進するとともに、水利施設等の維持補修など様々な取組を実施しています。

このような中、原町東、原町南部、馬場西及び矢川原の4地区は、昨年度全てのほ場整備事業が完了、太田、鶴谷及び深野南の3地区は令和9年度内、高平中部地区は令和10年度内の事業完了を目指しております。

事業完了にあたり、長きにわたりご尽力された地元関係者の皆様に感謝を申し上げますとともに、事業継続地区の皆様には引き続きご協力をお願いいたします。

結びに、組合員皆様のご健勝をご祈念申し上げ、ご挨拶とします。

第46回通常総代会開催

第46回南相馬土地改良区通常総代会は、令和7年3月19日（水）に原町生涯学習センター集会室において開催されました。

宝玉副理事長が開会を宣言し、境理事長が挨拶の言葉を述べた後に高平地区の鈴木利将さんが議長を務め、令和7年度一般会計・特別会計予算等、報告事項1件議案8件が慎重に審議され、議案すべてが原案通り可決及び承認されました。



▲挨拶を述べる境理事長



▲通常総代会の様子

《審議された議案内容》

- 報告第1号 業務経過の概要報告について
- 議案第1号 南相馬土地改良区会計細則の一部改正について
- 議案第2号 参事の名称変更について
- 議案第3号 令和6年度南相馬土地改良区各会計補正予算について
- 議案第4号 令和7年度換地業務の受託について
- 議案第5号 令和7年度賦課金の徴収について
- 議案第6号 令和7年度南相馬土地改良区各会計予算について
- 議案第7号 令和7年度歳計現金の預入先指定について
- 議案第8号 「付帯決議」について

令和6年度 南相馬土地改良区表彰者

令和7年1月29日(水)に開催した表彰選考委員会において、令和6年度の表彰者を決定いたしました。

平成28年3月、復興基盤総合整備事業深野北地区が事業認可を受け着工となり、その施行委員長に就任した柚原様におかれましては、事業完了するまで8年間の長きにわたり、施行委員会委員長としての務めを全うするとともに、常に地域をまとめ上げ、事業の推進に寄与されました。

○柚原 恒貞 様

深野北地区施行委員長 在職年数 8年
(平成28年3月～令和6年11月)



▲表彰される柚原恒貞様



▲謝辞を述べる柚原恒貞様

相双管内土地改良区役職員研修会

令和6年10月11日(金)相双管内市町村職員、土地改良区役職員研修会が開催されました。

今回研修してきた曾澤コンクリート㈱は、新たな企業価値の創造に取り組む総合コンクリートメーカーで、令和3年8月に完成した浪江町の46,800㎡の敷地には「開発研究棟」「工場棟」のほか、屋外型の「実証フィールド」「製品ヤード」が建設されています。

特に注目したいのが、バクテリアの代謝機能を活用してクラック（ひび割れ）を自ら修復するコンクリート製品です。

この新たな技術を用いたコンクリートにより、製品寿命が著しく伸び、今後のインフラ整備にも大きな影響を及ぼすことが期待されています。

(この技術はTBS系「がちりマンデー」でも紹介されました。)

午後は、室内研修で「施設の長寿命化」と「多面的機能支払交付金」について説明を受けました。



▲曾澤高圧コンクリート視察の様子(浪江町)

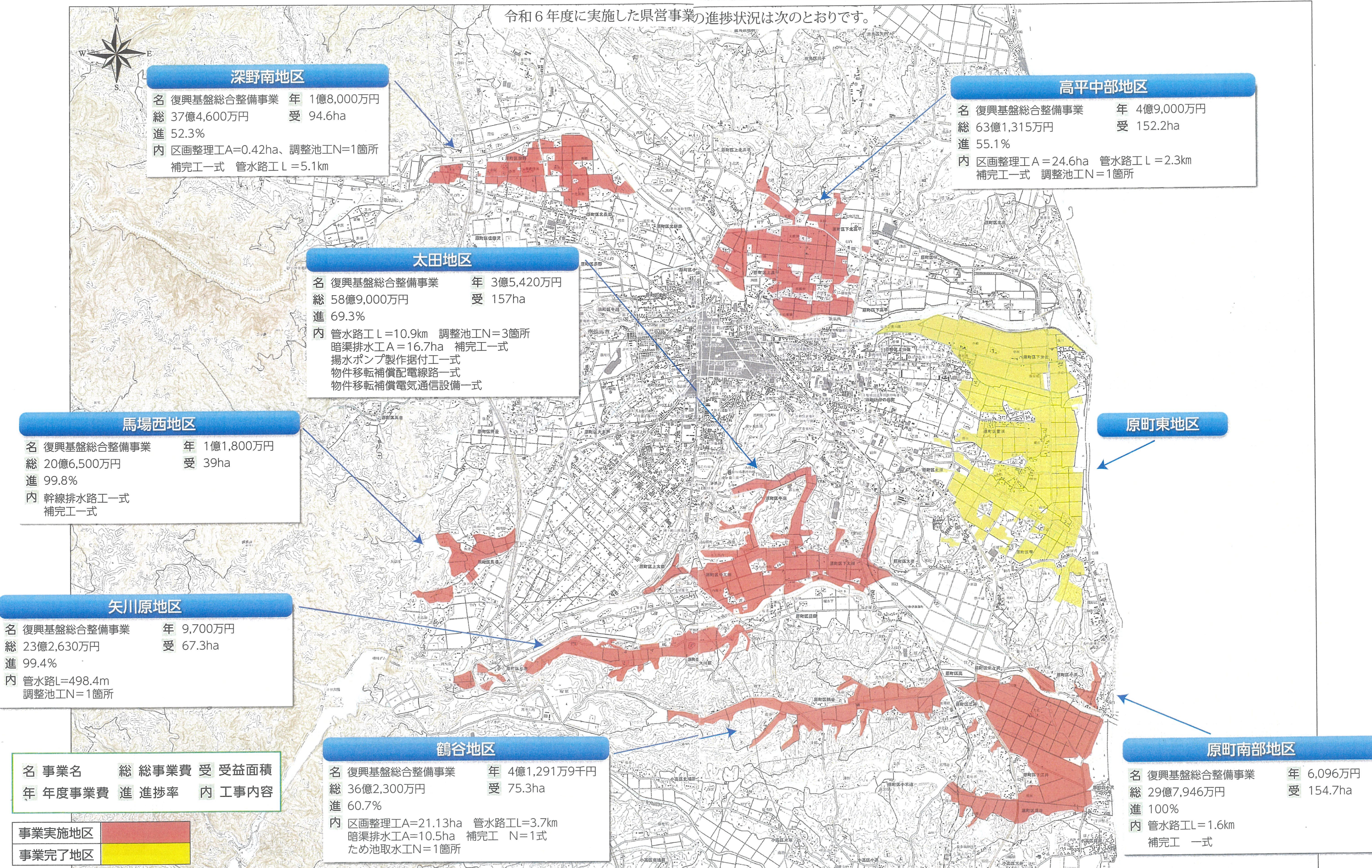


▲室内研修会の様子(丸屋)

令和6年度 事業報告

令和6年度財務状況(事業報告、収支決算等)は南相馬土地改良区事務所で閲覧、又はホームページにてご覧いただけます。

令和6年度に実施した県営事業の進捗状況は次のとおりです。



令和7年度一般会計収入支出予算

単位：千円

	項 目	予算額
収 入	土地改良事業収入	26,397
	補助金等収入	13,604
	特定資産取崩収入	20,002
	他会計繰入金	38,302
	繰越金	743,893
	受入金外	8,238
	計	850,436
支 出	土地改良事業費支出	27,045
	一般管理費支出	72,047
	土地改良事業負担金支出	500
	特定資産積立支出	3
	他会計繰出額	6,000
	予備費	744,740
	その他	101
	計	850,436

○その他の事業

単位：千円

項目 / 事業	長兵衛ため池	太陽光発電事業	湛水防除施設管理事業
収 入	土地改良事業収入	1	-
	補助金等収入	13,380	-
	発電事業収入	-	2,000
	業務受託料収入	-	-
	雑収入	1	104,671
	他会計繰入金	-	2
	特定資産取崩収入	-	2,000
	繰越金	4,000	-
支 出	計	129,393	5,527
	維持管理費支出	1,500	-
	一般管理費支出	10	-
	発電事業費	-	1,900
	土地改良事業負担金支出	38	-
	工事費支出	16,200	-
	借入金返済支出	-	1,000
	特定資産積立支出	10	1
予 備 費	他会計繰出額	1	-
	予備費	129,016	4,627
	計	146,775	7,528
	計	146,775	7,528

令和7年度特別会計収入支出予算

○大区画ほ場整備事業（ハード事業）※1 経営体育成基盤整備事業 ※2 農山村地域復興基盤総合整備事業 単位：千円

項目 / 事業	※1	※2						
	原町南部	馬場西	矢川原	太田	鶴谷	高平中部	深野南	
収 入	土地改良事業収入	-	-	-	7,223	3,422	3,191	5,491
	補助金等収入	1	-	-	-	-	-	-
	業務受託料収入	-	-	-	1,414	3,892	450	3,093
	固定資産売却収入	3,054	-	-	1	-	24,314	-
	特定資産取崩収入	592,043	13,837	915	-	-	-	-
	交付換地清算金収入	594,335	18,525	30,857	-	-	-	-
	徴収換地清算金収入	1	4,689	29,942	-	-	-	-
	繰越金	609,043	14,029	1,665	16,879	3,427	102,741	2,859
	その他	286	2	13	153	3	75	212
支 出	収入計	1,798,763	51,082	63,392	25,670	10,744	130,771	11,655
	換地費	-	-	-	1,424	3,902	460	3,103
	一般管理費支出	1,803	267	654	13,130	5,300	3,550	8,210
	借入金返済支出	-	-	-	-	-	-	-
	特定資産積立支出	-	-	-	1	-	24,315	-
	支払換地清算金支出	594,345	18,535	30,867	-	-	-	-
	納付換地清算金支出	594,347	18,535	30,867	-	-	-	-
	予備費	608,266	13,745	1,003	10,814	1,541	102,446	341
	その他	2	-	1	301	1	-	1
支 出 計	支出計	1,798,763	51,082	63,392	25,670	10,744	130,771	11,655

○農地集積や流動化を促進する事業（ソフト事業）

単位：千円

項目 / 事業	経営体育成促進事業			
	太田	鶴谷	高平中部	深野南
収 入	補助金等収入	2,000	2,000	2,000
	雑収入	1	1	1
	他会計繰入金	1,000	1,000	1,000
	繰越金	14	18	19
	計	3,015	3,019	3,020
支 出	推進支援費	2,015	2,019	2,020
	他会計繰出額	1,000	1,000	1,000
	計	3,015	3,019	3,020

第46回全国土地改良大会 ～千葉大会～

令和6年10月22日(火)、千葉県千葉市幕張メッセで開催された第46回全国土地改良大会千葉大会へ役職員が参加してきました。

全国土地改良大会とは、「農業・農村の重要性」とそれを支える「農業農村整備の役割」を広く国民にアピールして国の礎である農業・農村をさらに発展させるとともに、永く次世代へ引き継いでいくことを目的として開催され、農業農村整備に携わる全国の関係者が一堂に集う式典です。

福島県は、農林水産省農村振興局表彰で猪苗代町土地改良区理事長の渡部長明氏、全国土地改良事業団体連合会長表彰で前磐城小川江筋土地改良区理事長の中根進氏が表彰されました。



▲会場となった幕張メッセ前にて



▲全国大会の様子

ほ場整備事業完了～原町東・原町南部・馬場西・矢川原～

原町東地区、原町南部地区、馬場西地区、矢川原地区のほ場整備事業が完了しましたが、ここで馬場西地区をご紹介します。

平成27年度に着手された農山村地域復興基盤整備事業馬場西地区が令和6年度をもって完了いたしました。震災後優良農地を荒廃させてはならないという思いで、基盤整備事業をスタートさせました。畜産との複合経営が盛んなため、ほ場の大区画化、用水のパイプライン化、農道や排水路の整備により稲作の労力や維持管理コストの省力化を図り、畜産等にもより力を注ぐことができるようになりました。

地区には、5名の担い手があり、営農意識が高く36.4haを担い手に集積しており、令和6年度は主食用米5.8ha、飼料用米23.9ha、牧草6.1ha、野菜等0.6ha作付けしました。農用地の集積状況は約98%と高い集積率となっています。

今後の営農については、営農改善組合を中心に新規担い手の育成を進め、農地等の草刈りなどの維持管理については、営農改善組合と地域資源保全会等が連携して行っています。



▲原町南部地区



▲馬場西地区



▲矢川原地区

土地改良区内実施事業地区現地踏査

令和7年6月4日(火)に維持管理委員、南相馬土地改良区理事、監事、南相馬市農林整備課職員で、実施事業地区現地踏査を行いました。

当日は、あいにくの雨模様でしたが、馬場西地区のヤボケため池(2019年災害)や鉄山ため池(2011年災害)の現況、各地区のほ場整備の進捗状況及びポンプ場確認、完成した須賀内排水機場を視察しました。



▲ヤボケ溜池視察の様子(馬場地区)



▲須賀内排水機場視察の様子(泉地区)

須賀内排水機場竣工 ～泉地区～

平成23年(2011年)東日本大震災に伴う地盤沈下により須賀内排水樋門での自然排水が円滑に行われなくなり、豪雨の際には広範囲が湛水する状況となりました。このため、福島県が機械排水ができるよう改修工事を行い、令和7年3月に部分竣工し、翌4月に南相馬市に譲与されたことに伴い、本土地改良区が管理業務を受託いたしました。



▲須賀内排水機場外観

雫水門竣工 ～雫地区～

平成23年(2011年)東日本大震災により雫水門が喪失し、福島県が災害復旧工事を行い、令和7年3月末に竣工しました。

令和7年4月に南相馬市に譲与されたことに伴い本土地改良区が管理業務を受託いたしました。



▲雫水門外観

補助事業助成金交付

受益地内の農業施設の適正管理を図るため、水利組合等の組合員が組織する団体に対し、南相馬市補助金等に関する規程により、補助金を受けた事業に土地改良区から助成金を交付しています。

なお、予算には限りがありますので、利用を希望する場合は、必ず施行前に南相馬市農林整備課(市役所北庁舎2階)又は南相馬土地改良区までご相談ください。

◎1 事業の補助限度額：20万円

◎補助率：15%

南相馬市に補助金交付申請をし、決定後、南相馬土地改良区補助事業助成金交付申請書に南相馬市の補助金決定通知書の写しなどを添付し、提出してください。

《助成の一例》

工 事 箇 所：原町区下高平地内

工 事 名：かんがい排水事業

(高平第一揚水機場高圧ケーブル更新)

事 業 費：726,000 円

市 補 助 金：254,000 円

改良区補助金：108,000 円

自 己 負 担：364,000 円



土地改良施設維持管理適正化事業

適正化事業とは、ポンプやモーターの分解補修、ゲート等の塗装、用排水路の浚せつ、機械等の部品の交換など、定期的に行う必要がある施設の整備補修に対する助成制度です。整備補修では、管理の効率化のための水門等開閉機器の自動化や安全施設の設置、さらにポンプやモーターなどの一部更新も実施することができます。

適正化事業の補助率は国30%、県30%、地元40%となっており、地元負担分は5年間で30%拠出し、10%は工事実施年度にあわせて支出します。

修繕工事等の実施を検討している土地改良施設があり、適正化事業に興味がある場合は、本土地改良区までご相談ください。

なお、適正化事業の加入条件(事業実施条件)は下記のとおりとなっておりますのでご注意ください。

- ① 管理指導事業の診断結果及び機能保全計画で必要と認められた整備補修であること。
- ② 団体営土地改良事業規模以上の事業により造成された施設であること。
(ダム、頭首工、揚水機場、樋(水)門、ため池、水路等)
- ③ 1 地区当たりの事業費が200万円以上であること。

※ 上記①～③の条件をすべて満たす必要があります。

事業実施例

- ・関ノ内揚水機場【令和6年度工事実施】
- ・令和4年度【事業申請年度】
- ・総事業費 ￥12,489,400

内 訳

工事費 ￥11,972,400

設計費 ￥517,000

工事内容

- ・高圧受電設備改修
- ・2号ポンプ逆止弁上部カバー更新

多面的機能支払交付金による活動

多面的機能支払交付金は、農業や農村が持つ多面的な機能の維持や機能発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する目的で設立された助成金制度です。

農村の過疎や農業従事者の減少を受けて、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地・水路・農道等）の質的向上を図る活動を支援してくれます。

対象事業ごとに、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の2つの交付金に分化されており、対象組織などが異なります。

本改良区では、「原町東地域資源保全会」「大原・地域資源保全会」「大谷地域資源保全会」「原町南部地域資源保全会」から事務委託を受けておりますが、令和7年度より、「上北二環境保全会」と「下北高平環境保全会」の2つの組織の事務委託を受けることになりました。



▲水路泥上げ作業の様子（大谷地区）



▲花植え作業の様子（下江井地区）

発電機・水中ポンプの貸出について

本土地改良区で所有している「水中ポンプ、発電機、ホース」を無料で貸出します。なお燃料は貸主側でご負担ください。

また、貸出中に破損、故障をした場合には修繕をしてからの返却となります。

貸出期間等については、本土地改良区までご相談願います。



▲発電機・水中ポンプ・ホース

管内の様子



▲麦作付ほ場（太田地区）



▲岩部ダム（飯舘村）



▲権利者会議の様子（馬場西地区）



▲麦刈作業（原町東地区）



▲大区画ほ場（矢川原地区）



▲施行委員会の様子（深野南地区）



▲換地委員会の様子（太田地区）



▲大区画ほ場（原町南部地区）

～お知らせとお願い～



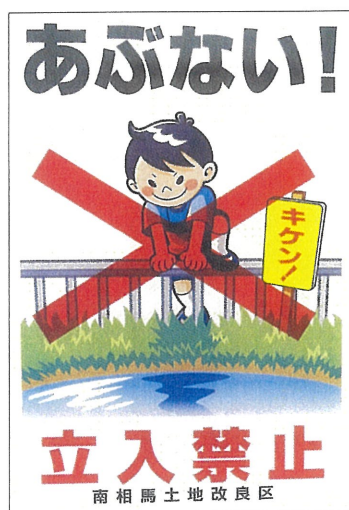
ため池や水路は大変危険です!

毎年のように全国では、痛ましい水難事故が発生し報道されています。

農作業が盛んになる時期や台風襲来の季節は、**ため池や水路の水量が増大するため、大変危険**であり転落した場合は、大人でも上がることができません。

痛ましい水難事故を未然に防ぐためにも、ため池や水路に近づく際には十分ご注意ください。

また、水利施設の付近に子供や高齢者を見かけましたら、**注意喚起のお声かけ**をお願いいたします。



草刈り作業時のお願い

草刈り作業中に、用排水路に草が流れてしまうと、下流で草が詰まってしまい、通水や排水に支障をきたす場合があります。

このことから、水路法面の草刈りの際は、水路に草がなるべく入らないよう刈り上げで作業していただきますようご協力をお願いいたします。



▲草刈り作業の様子(大原地区)



賦課金の納入にご協力ください

令和7年度の賦課金は下記のとおりになりますのでお知らせいたします。口座振替を届け出されている組合員の方は、納入期限日に届け出口座より振替させていただきます。

※ 振替口座の名義人や口座番号に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

口座振替の届け出をされていない組合員の方には、納付書を同封させていただきますので、納入期限までに納入してください。

※ 金融機関はふくしま未来農業協同組合のみとなりますので、ご注意ください。
遠方にお住まいの方には、ゆうちょ銀行での納付書、またはコンビニ専用納付書（届出のあった方）を同封いたします。

経常賦課金

（土地改良区の運営に必要な経常経費）

賦課期日：令和7年7月15日（火） 徴収期限：令和7年8月15日（金）

賦課単価 田：1,000円/10a その他：500円/10a

特別賦課金

（事業地区の推進に必要な経費）※事業地区の実施期間中は賦課徴収いたします。

地 区	10aあたりの単価	賦課期日	納入期限
太 田	5,000円	令和7年 11月14日（金）	令和7年 12月15日（月）
鶴 谷	4,000円		
高 平 中 部	2,000円		
深 野 南	6,000円		

※ 経常賦課金は、組合員一人あたりの各賦課金算定合計額が300円未満となる場合については賦課徴収を免除します。

※ 一般会計において、飯館受益地区については令和7年度より通常の賦課金単価にて徴収いたします。

※ 一般会計の維持管理賦課金については、令和7年度より各水利組合での徴収に変更となります。

領収書の保管について

納付書にて納入された組合員の方は、確定申告等で賦課金の領収書が必要となりますので、忘れずに保管しておいてください。

土地改良区からの大切なお知らせ

賦課金納入方法について

※ 賦課金納入につきましては、口座振替（ふくしま未来農業協同組合）納付書（改良区窓口・JA窓口）郵便局、コンビニエンスストアになります。納入変更希望される方は南相馬土地改良区（Tel0244-23-4711 または 0244-26-1100）までお問合せください。

農地転用等の届出について（地区除外の届出）

- 農地転用（農地を宅地や駐車場など）した場合
- 公共事業用地（道路、公共物建物など）にした場合

上記のような場合は**決済金**が発生します。

※届出がないと従来通り賦課徴収されますのでご注意ください。

決済金とは…

農地転用などにより地区除外をする場合は、土地改良法（第42条第2項）により決済金の納入が義務付けられています。

転用した土地の農地としての維持管理費や償還金等を残りの土地で負担しなければならなくなり、他の組合員の負担になってしまい、不公平になってしまいます。

そこで他の組合員の負担を解消するため、その土地の負担相当分として、決済金が徴収されます。

変更があった場合には**届出**が必要です

- 農地を売買、賃貸借、交換等により変更された場合
- 経営移譲する場合
- 組合員が死亡した場合

以上のような場合は、**資格得喪通知書**を南相馬土地改良区まで届出てください

※改良区へ届出がない場合は、売買、賃借転用等があっても資格は変更されません。

届出用紙は、南相馬土地改良区窓口もしくはホームページから印刷できます。

ホームページ <http://midorinet-minamisoma.jp/>

住所、連絡先の変更については、お電話でも受付しますので、当改良区までご連絡ください。
（Tel0244-23-4711、0244-26-1100）

～口座振替出来なかった場合～

口座引き落としは、**指定日に1回限り**となりますので、残高不足等により口座振替が出来なかった場合は、納付書による納入となります。

☆領収書の発行☆

口座振替後の領収書発行は、令和8年1月末頃に発送します。

※南相馬土地改良区は、南相馬市役所とは別の団体ですので、お間違えのないようお願いいたします。農業委員会やJA等で手続きしても、自動的に土地改良区の登録は変更にはなりません。必ず届出をお願いします。